内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

Ｈ－２２０９１
令和４年６月３０日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

先行設工認申請書における記載の再確認結果と対応について

１．はじめに

現在、加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請を行うとともに、既に認可を受けた先行申請については工事に着工し、工事が完了したものについては使用前事業者検査等を順次行っているところである。

今回、既に認可を受けた施設及び現在申請中の施設に対して、改めて申請書の記載、施設を確認し、記載に不備がないか再確認を行った。

再確認の結果、別途実施した耐震計算書の総点検の結果による記載不備を含めて、第３次申請について５件、第４次申請について 24 件、計 29 件の不備を確認した。

なお、現在申請中の第５次申請の施設に対する不備については、予定している補正にて申請書の記載を見直すこととして、別途内容をご説明させていただく。

２．確認体制、確認方法

（１）確認体制

使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請体制と同様の体制の下、再確認を実施した。

（２）確認対象・確認方法

・確認対象

第１次申請（原規規発第 1910082 号（令和元年 10 月 8 日付け）にて認可、熊原第 20-003 号（令和２年４月６日付け）をもって軽微な変更の届出）
第３次申請（原規規発第 2010025 号（令和２年 10 月２日付け）にて認可、熊原第 21-041 号（令和３年９月 16 日付け）をもって軽微な変更の届出）
第４次申請（原規規発第 2105241 号（令和３年５月 24 日付け）にて認可、熊原第 21-042 号（令和３年 11 月８日付け）をもって軽微な変更の届出）

なお、第１次申請は、既に使用前検査を終えており問題がなかったことから、耐震計算書の確認のみとした。

第２次申請（原規規発第 1912022 号（令和元年 12 月２日付け）にて認可）は、撤去の申請であり、既に使用前検査を終えており問題がなかったことから対象外とした。

・確認方法

仕様表、材料一覧、添付図、検査項目について検査に必要な情報が適切に記載されていること、現物と添付図に齟齬がないことを確認した。

３．確認結果

再確認及び別途実施した耐震計算書の総点検*1 の結果により、第３次申請、第４次申請については記載の不備が確認された。実施した確認の対象は以下の５点に分類される。

(1)耐震計算書総点検：耐震計算書の総点検
(2)申請書齟齬　　　：設工認申請書と現場の設備工事状況との齟齬の確認*2
(3)PWD 再点検　　　：プラントウォークダウンによる実際の設備と申請書記載の確認
(4)貫通部再点検　　：火災区画／区域を示した図の貫通部の配置と実際の位置の確認
(5)その他　　　　　：上記以外の記載の不備

上記確認の結果について、分類、該当箇所、変更内容、技術基準の適合性等を表１に示す。
なお、第１次申請については、記載の不備は認められなかった。

*1「熊取事業所 新規制基準適合性　耐震計算書の総点検結果について(報告)」(NFAK-22043-1　令和４年６月１６日)
*2　「熊取事業所 新規制基準適合性　設工認申請と現場の設備状況との確認結果について」(NFAK-22038-1　令和４年３月２４日)

４．今後の対応

耐震計算書の総点検その他点検の結果等により、確認された記載不足、誤記等について是正する変更を行うこととし、第３次申請及び第４次申請に対して軽微な変更の届出を行う。

本変更は、加工施設の保全上支障のない変更であり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第３条の２第２項に規定する軽微な変更に該当するため、法第１６条の２第５項の規定に基づき届け出る。

以上

表１　申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
0	第３次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第１加工棟	その他	図へ－２－１－１７　第１加工棟　13 通り－17 通り軸組図、添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能と部位位置図にボード閉止部の記載があるが、耐震補強工事の際に鉄筋コンクリートにより閉止したため、当該図表の当該記載を削除する。	90 461 467	図へ－２－１－１７　第１加工棟　13 通り－17 通り軸組図 添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能	当該壁の安全機能は火災区画、遮蔽のみであり、鉄筋コンクリート必要な耐火性能、遮蔽性能が安全側になるため、影響はない。	0
1	第３次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第１加工棟	その他	図へ－２－１－１９の既設部材リストに鉄筋の記載がなく、また第へ－３表の検査項目も抜けているため、既設部材リストに鉄筋を追記するとともに、基礎　鉄筋コンクリートの鉄筋の検査項目に材料、寸法の検査を追加する。	92 148	図へ－２－１－１９　第１加工棟　既設部材リスト１ 第へ－３表　建物・建築物に係る検査の方法（１／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	当該図中の仕様及び表中の検査の追加であり、影響はない。	1
						図へ－２－１－２０の既設部材リストに床の部材リストが抜けており、また第へ－３表の検査項目も抜けているため、既設部材リストに床を追加するとともに、床　鉄筋コンクリート（中２階、天井スラブ）の鉄筋の検査項目に材料、寸法の検査を追加する。	93 150	図へ－２－１－２０　第１加工棟　既設部材リスト２ 第へ－３表　建物・建築物に係る検査の方法（３／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	当該図中の仕様及び表中の検査の追加であり、影響はない。	1
2	第３次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第１加工棟	その他	図へ－２－１－５０に示す梯子の歩み板の厚みを、「ステンレス　　　　」と記載すべきところを誤って「ステンレス　　　　」と記載しているため、当該図の記載を変更する。	124	図へ－２－１－５０ 第１加工棟 第１－１輸送物搬出入室屋根の梯子	当該図中に記載している強度部材でない部材の板厚の修正であり、影響はない。	2
3	第３次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第１加工棟	貫通部再点検	図へ－２－１－５２に示す火災区画図の貫通部の配置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。 これに伴い、表へ－２－１の仕様の記載を変更し、また、第へ－３表の床の検査項目に外観、配置の検査を追加する。	126 27 150	図へ－２－１－５２ 第１加工棟 火災区画 表へ－２－１ 第１加工棟 仕様 第へ－３表　建物・構築物に係る検査の方法（３／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	実態に合わせた配置の記載の修正であり、影響はない。	3
4	第３次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第１加工棟	その他	第へ－３表の建物の検査項目に外観の検査が抜けているため、当該表に外観の検査を追加する。	148	第へ－３表　建物・建築物に係る検査の方法（１／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第へ－３表の杭　鉄筋コンクリート及び基礎　鉄筋コンクリートの材料の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。			当該表中の検査の方法の適正化であり、影響はない。	4
						第へ－３表の基礎　鉄筋コンクリートの検査項目に材料、配置の検査が抜けているため、当該表に材料、配置の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
4	第３次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第１加工棟	その他	第ヘ－３表の柱、はり・ブレースの検査の項目の記載に誤りがあるため、当該表の記載を変更する。	148	第ヘ－３表　建物・建築物に係る検査の方法（１／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	当該表中に記載している通り位置の修正であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表の柱の検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表のはり・ブレース　鉄筋コンクリートの検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。 また、寸法の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。			当該表中の検査の追加及び適正化であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表のはり・ブレース　鉄筋コンクリートの寸法の検査の方法及び判定基準の記載に誤りがあるため、当該表の記載を変更する。			当該表中に記載している部位名称の修正であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表の壁　鉄筋コンクリート壁の材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表の壁の検査項目にスレートボード壁（胴縁）の材料、寸法の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。	149	第ヘ－３表　建物・建築物に係る検査の方法（２／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表の屋根　谷樋等の外観の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。			当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	4
						第ヘ－３表の床　鉄筋コンクリート（中２階、天井スラブ）の検査項目に材料の検査、及び寸法の判定基準が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。	150	第ヘ－３表　建物・建築物に係る検査の方法（３／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
5	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	その他	別表ハ－２－１－９（１／２）に示す主要な構造材等（既設材料）の材質の記載が不足しているため、当該表の記載を追加する。 また、図ハ－２－１－２－１８～図ハ－２－１－２－２３及び図ハ－２－１－２－２５の部材の識別のため材質を記載する。	51 209～214 216	別表ハ－２－１－９（１／２）第２加工棟（既設）材料一覧 図ハ－２－１－２－１８～２３　第２加工棟既設部材リスト柱１～大ばり４ 図ハ－２－１－２－２５　第２加工棟　既設部材リスト小ばり２	当該図表中の材質の記載の追加であり、影響はない。	5

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
6	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	PWD 再点検	竪穴区画の火災区画境界壁を構成する壁（内壁 1-43 及び内壁 M2-23）の仕様に誤りがある。 そのため、以下の内容を変更する。 ・表へ－２－１、別表ハ－２－１－９に仕様を追加する。 ・別表ハ－２－１－１１及び添２表１－３－１の区画、材質、呼び寸法を変更する。 ・図ハ－Ⅱ－１及び図ハ－Ⅱ－２の壁の仕様を変更する。 ・第ハ－３表の壁の検査項目にコンクリートブロック壁の材料、寸法の検査を追加する。 ・付属書類８にコンクリートブロック壁の耐火仕様を追加する。	32 51～52 67 72 995 1001 109 110 366 1321	表ハ－２－１　第２加工棟　仕様　火災による損傷の防止 別表ハ－２－１－９　第２加工棟（既設）材料一覧 別表ハ－２－１－１１　第２加工棟の各部位の仕様（１２／３３） 別表ハ－２－１－１１　第２加工棟の各部位の仕様（１７／３３） 添２表１－３－１　第２加工棟の各部位が有する安全機能（１７／４４） 添２表１－３－１　第２加工棟の各部位が有する安全機能（２３／４４） 図ハ－Ⅱ－１　第２加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（１階） 図ハ－Ⅱ－２　第２加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中２階） 第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（２／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分）） 付属書類８　火災等による損傷の防止に関する基本方針書	当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画壁として必要な耐火性能は確保できていることから、影響はない。	6
7	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	その他	北立面図に示している扉 2-1 の位置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。	144 155 171 181 190	図ハ－２－１－１－１６ 第２加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止 図ハ－２－１－１－２７ 第２加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 図ハ－２－１－１－４３ 第２加工棟 工事概要図（北立面）火災による損傷の防止 図ハ－２－１－１－５２ 第２加工棟 工事概要図（北立面）溢水による損傷の防止 図ハ－２－１－１－６０ 第２加工棟 工事概要図（北立面）人の不法な侵入の防止	当該扉の位置を実態に合わせて適正化するものであり、影響はない。	7

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
8	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	その他	軸組図のＤ通り３階に示している開口部の記載に誤りがあるため、当該図の開口部の記載を削除する。	123 137 202 319	図ハ－２－１－１－１（９）　第２加工棟　核燃料物質の臨界防止　臨界隔離壁　軸組図（C通り、Ｄ通り） 図ハ－２－１－１－９　第２加工棟　工事概要図（D通り軸組図）地震による損傷の防止 図ハ－２－１－２－１１　第２加工棟　軸組図C通り、D通り 図ハ－２－１－５－１（１２）　第２加工棟　遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（断面図 D通り）	当該部の開口部を実態に合わせて削除するものであり、影響はない。	8
9	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	貫通部再点検	火災区画の貫通部配置の不足及び火災区域の貫通部配置の誤りがある。 そのため、以下の内容を変更するとともに適正化する。 ・図ハ－２－１－１－３９、図ハ－２－１－１－４０に火災区画の貫通部配置を追加する。 ・図ハ－２－１－１－３７～図ハ－２－１－１－４１に示す火災区域の貫通部配置を変更する。 ・図ハ－２－１－１－４７～図ハ－２－１－１－５０に示す床面貫通部配置を変更する。 ・表ハ－２－１ 第２加工棟 仕様の火災等による損傷の防止の記載を変更する。 ・工事の方法、第１種管理区域境界 火災区画壁の改造に火災区画貫通部の処置のフローを追加する。 ・第ハ－２表の検査の項目、検査の方法に火災区画貫通部の外観、配置の検査の記載を追加する。 ・技術基準規則への適合状況の説明の（火災等による損傷の防止）に火災区画貫通部の記載を追加する。	165～169 176～179 32 336 345 361 1095	図ハ－２－１－１－３７～図ハ－２－１－１－４１ 第２加工棟 工事概要図 火災による損傷の防止 図ハ－２－１－１－４７～図ハ－２－１－１－５０ 第２加工棟 工事概要図 溢水による損傷の防止 表ハ－２－１ 第２加工棟 仕様　火災等による損傷の防止 ５．工事の方法 (2) 工事手順 図ハ－ａ－１－７　個別工事フロー（２／３）⑦－３第１種管理区域境界 火災区画壁の改造 第ハ－２表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（９／１２） 添付書類２ 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書　技術基準規則への適合状況の説明（火災等による損傷の防止）	実態に合わせた配置の記載の修正及び火災区画貫通部の処置を行うものであり、火災区域、火災区画を変更するものではなく、影響はない。	9
10	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	その他	図ハ－２－１－４－４に示す建具配置図及び図ハ－２－１－４－８（１）、（２）に示す安全機能を有する建具（３階・４階）に既設建具が２箇所抜けているため、当該図に建具を追加する。	284 290～291	図ハ－２－１－４－４　第２加工棟　建具配置図　３階 図ハ－２－１－４－８（１）（２）　第２加工棟　安全機能を有する建具（３階・４階）	当該図中の既設建具の追加であり、影響はない。	10
11	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	その他	扉 3-2 上部の切欠き寸法が誤っているため、当該図の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法の記載を変更する。	290 302	図ハ－２－１－４－８（１）　第２加工棟　安全機能を有する建具（３階・４階）１ 図ハ－２－１－４－１９ 第２加工棟　3-2 改造鋼製建具詳細図　部材表	当該箇所の設計においては、切欠き寸法が大きくなることで受風面積が減少し、耐竜巻の強度評価上安全側になるため、影響はない。	11

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
12	第４次	成型施設	1002	第２加工棟	その他	第ハ－３表の基礎　鉄筋コンクリートの検査項目に材料、寸法、配置の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法、配置の検査を追加する。	365	第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（１／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ－３表の柱　鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート　鉄筋の検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ－３表のはり　鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート　鉄筋の検査項目に寸法の検査が抜けているため、当該表に寸法の検査を追加する。	366	第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（２／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ－３表のはり　鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート　コンクリートの寸法の検査の方法の記載に誤りがあるため、当該表の記載を変更する。			当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	12
						第ハ－３表の壁　鉄筋コンクリート壁の検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ－３表の床　鉄筋コンクリートの検査項目に材料、寸法の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ－３表の屋根　鉄筋コンクリートの検査項目に材料、寸法の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。	367	第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（３／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
13	第４次	被覆施設	3002	ペレット編成挿入機No.1　ペレット保管箱搬送部	申請書齟齬	表ニ－２－２の変更内容にストッパ１の取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	382 480	表ニ－２－２　ペレット編成挿入機 No.1　ペレット保管箱搬送部　仕様 図ニ－２－２（３）　ペレット編成挿入機No.1　ペレット保管箱搬送部（ストッパ ガイド拡大図）	変更後の条件で評価しており、影響はない。	13-1
					PWD 再点検	表ニ－２－２（別表１）のストッパ１の材質に誤りがあるため、当該表中の記載を変更する。	384	表ニ－２－２（別表１）　ペレット編成挿入機No.1　ペレット保管箱搬送部　材料一覧	当該表中の材質の修正であり、[redacted]以上の強度を有することから、影響はない。	13-2
14	第４次	被覆施設	3007	燃料棒トレイ置台	申請書齟齬	表ニ－４－１の変更内容にストッパ１及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	394	表ニ－４－１　燃料棒トレイ置台　仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	14

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
15	第４次	被覆施設	3014	燃料棒搬送設備 No.1　燃料棒移載（１）部	申請書齟齬	表ニ－７－１の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	415 505	表ニ－７－１　燃料棒搬送設備 No.1　燃料棒移載（１）部　仕様 図ニ－７－１（５）　燃料棒搬送設備 No.1　燃料棒移載（１）部 架台（３／３）	変更後の条件で評価しており、影響はない。	15-1
					その他	図ニ－７－１（６）に示す階段部下に耐震補強で追加する３本のはり [redacted] の位置・長さに誤りがあるため、当該図の記載を変更する。	506	図ニ－７－１（６）　燃料棒搬送設備 No.1　燃料棒移載（１）部　階段詳細	当該箇所の設計においては、変更後の条件で評価を実施しているため、影響はない。	15-2
16	第４次	被覆施設	3015	燃料棒搬送設備 No.1　被覆管コンベア部	PWD 再点検	図ニ－７－２に示す搬送機能を有する溝形トレイの記載に誤りがあるため、当該図中の溝形トレイの記載を変更するとともにその他の記載も適正化する。	508	図ニ－７－２　燃料棒搬送設備 No.1　被覆管コンベア部	実態に合わせた設備･機器の一部の記載の修正であり､影響はない。	16
17	第４次	被覆施設	3019	燃料棒搬送設備 No.3　燃料棒移載装置（２）	申請書齟齬	表ニ－９－１の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	431	表ニ－９－１　燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（２）　仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	17
18	第４次	被覆施設	3022	燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 No.8-1 部	申請書齟齬	表ニ－１１－２の変更内容にストッパ（車止め）及び取付ボルトの追加、レールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	440	表ニ－１１－２　燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 No.8-1 部　仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	18
19	第４次	被覆施設	3023	燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 No.8-2 部	PWD 再点検	図ニ－１１－３に示す搬送機能を有する溝形トレイの記載が不十分なため、当該図中に溝形トレイの記載を追加するとともにその他の記載も適正化する。	519	図ニ－１１－３ 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	実態に合わせた設備･機器の一部の記載の修正であり､影響はない。	19
20	第４次	被覆施設	3025	ペレット検査装置 No.5	PWD 再点検	図ニ－１３－１に示す設備の南西側隅のアンカーボルトのベースプレート（既設）の向きに誤りがあるため、当該図の記載を変更する。	521	図ニ－１３－１　ペレット検査装置 No.5	実態に合わせた適正化であり､ベースプレートの向きは耐震評価に影響しないため、影響はない。	20
21	第４次	被覆施設	3026	ペレット編成挿入機 No.2-1　ペレット保管箱搬送部	申請書齟齬	表ニ－１４－１の変更内容にガイド１、ガイド２及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	452	表ニ－１４－１　ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部　仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	21-1
					PWD 再点検	表ニ－１４－１（別表１）のストッパ１の材質に誤りがあるため、当該表中の記載を変更する。	454	表ニ－１４－１（別表１）　ペレット編成挿入機 No.2-1　ペレット保管箱搬送部　材料一覧	当該表中の材質の修正であり､[redacted]以上の強度を有することから､影響はない。	21-2
					耐震計算書総点検	図ニ－１４－１（１）に示す設備のアンカーボルトの（既設）位置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。 これに伴い、付属書類３に示す耐震計算結果のうち固有振動数、部材検定比、アンカーボルト検定比も変更する。	522 1283	図ニ－１４－１（１）　ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 付属書類３ 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 表８ 耐震計算結果（2/4）	当該アンカーボルトの実態に合わせた位置の変更により耐震評価に影響するが､検定比が 1 を超えることはなく、影響はない。	21-3

No.	申請次数	施設区分	管理番号	建物・構築物又は設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙No.
22	第４次	被覆施設	3027	ペレット編成挿入機No.2-1　ペレット編成挿入部	耐震計算書総点検	図ニ－１４－２に示すアンカーボルトの耐震補強の内容に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	525	図ニ－１４－２　ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	当該図中の誤記の修正であり、影響はない。	22
23	第４次	核燃料物質の貯蔵施設	5054	燃料集合体保管ラックＣ型No.2	耐震計算書総点検	表ヘ－２－２（別表２）の角管の材質に誤りがあるため、当該表中の記載を変更する。	554	表ヘ－２－２（別表２） 燃料集合体保管ラックＣ型No.2 耐震補強の項目	当該表中の材質の修正であり、また設計においても[redacted]の材料定数及びＦ値は同一であり、耐震評価への影響はないため、影響はない。	23
24	第４次	放射性廃棄物の廃棄施設	1006	第５廃棄物貯蔵棟	その他	公設消防の指示により、第５廃棄物貯蔵棟の換気筒に防火ダンパー、金網を追加する。 そのため、別表ト－４－１－１に仕様を追加する。 また、図ト－４－１－４に記載を追加する。	605 615	別表ト－４－１－１　第５廃棄物貯蔵棟　の仕様 図ト－４－１－４　第５廃棄物貯蔵棟　立面図・断面図	換気筒は火災評価にて金属管が貫通する部分として評価しており、その設計に変更はないため、影響はない。	24
25	第４次	放射性廃棄物の廃棄施設	1006	第５廃棄物貯蔵棟	その他	図ト－ａ－２－２及び第ト－２表の検査２－７に示す検査の項目において、寸法の検査を誤って処理能力検査としているため、当該図表の記載を変更する。	633 640	図ト－ａ－２－２　個別工事フロー 第ト－２表　建物・建築物に係る検査の方法（２／２）	当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	25
26	第４次	その他の加工施設	8029-4	緊急設備　誘導灯	その他	公設消防の指示により、第２加工棟の誘導灯を３台追加する。 そのため、表ハ－２－１、表リ－２－１の誘導灯の個数を変更する。 また、図リ－２－１－１－１の配置図を変更する。	34 684 690	表ハ－２－１ 第２加工棟 仕様 表リ－２－１（１／２） 建物の付属設備 図リ－２－１－１－１ 第２加工棟 緊急設備配置図 （１階）	誘導灯の台数を追加するものであり、影響はない。	26
27	第４次	その他の加工施設	―	―	その他	第リ－２表の据付の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。	736	第リ－２表 設備・機器に係る検査の方法	当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	27
28	第４次	被覆施設	3022	燃料棒搬送設備No.8　燃料棒移載No.8-1 部	耐震計算書総点検	燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 No.8-1 部　架台の耐震計算モデルに適切でない箇所があるため、耐震計算モデルを適正化して再計算した結果に変更する。	1283	付属書類３ 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 表８ 耐震計算結果 (2/4)	耐震計算結果は検定比が 1 を超えることはなく、影響はない。	28

第１加工棟　13通り-B'通り壁材質について

１．内容

図へ－２－１－１７　第１加工棟　13通り－17通り軸組図、添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能と部位位置図にボード閉止部の記載があるが、耐震補強工事の際に鉄筋コンクリートにより閉止したため、当該図表の当該記載を削除する。

添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	備考
1階	内壁・内部扉	内壁⑯		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	—
					防火シャッタ（SS-2）	鉄（特定防火設備）	
		内壁⑰		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	—
					耐火間仕切り	LGS下地強化せっこうボード	

＜変更前＞

↓

添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	備考
1階	内壁・内部扉	内壁⑯		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	柱に補強部材を取付けるため切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧
					防火シャッタ（SS-2）	鉄（特定防火設備）	
		内壁⑰		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリートブロック	柱に補強部材を取付けるため切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧

＜変更後＞

：削除箇所

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

第1加工棟の 13 通りの柱の鉄骨補強において、補強材料を取り付ける際には、既設壁（コンクリートブロック壁）を一部切り欠いて既設柱に補強部材を溶接するが、鉄骨補強完了後は切欠き部をコンクリートブロックで復旧することが困難なため、鉄筋コンクリートで復旧することとしていた。

13 通り-B' 通り柱の近傍に旧鋼製扉をボードで閉止していた部分があったが、この部分の柱の補強工事においては鉄骨補強工事にボードと干渉するとは考えていなかった。

（2）工事段階

補強部材の取付け時に B' 通りのボードが干渉したため、一旦ボードを取り外した上で鉄骨補強工事を完了させた。

しかしながら、設工認申請書に壁材としてボードの記載があることには気づかず、補強工事完了後、壁、土間の切欠き部を一律鉄筋コンクリートで復旧した。

（3）検査段階

使用前事業者検査要領書（既設部分）の作成時に、設工認申請書に壁の一部にボード閉止の記載があることに気が付いたため、検査は行っていない。

3．今後の対応

図ヘ－２－１－１７、添２表１－３－１の第１加工棟の各部位が有する安全機能表と部位位置図より当該ボード閉止の記載を削除するとともに、13 通りの耐震補強で切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧する旨を記載する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該壁の安全機能は火災区画、遮蔽のみであり、鉄筋コンクリートになることで必要な耐火性能、遮蔽性能が安全側になるため、技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第３次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ヘ－２－１－１７　第１加工棟　13 通り－17 通り軸組図（p90）

・添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能（p461, p467）

第１加工棟　基礎及び中２階の床の部材リストについて

１．内容

別表へ－２－１－８に鉄筋の材料を記載しているが、図へ－２－１－１９に示す第１加工棟の既設部材リストの基礎に鉄筋の記載がなく、また、図へ－２－１－２０に示す第１加工棟の既設部材リストに床（中２階床スラブ及び中２階天井スラブ）の部材リストが抜けているとともに、これらの鉄筋の検査項目が第へ－３表に抜けているため、基礎　鉄筋コンクリートの鉄筋及び床　鉄筋コンクリート（中２　階床スラブ、中２階天井スラブ）の検査項目を追加する。

<鉄筋コンクリート造 床部材一覧>

追加する第１加工棟　床部材リスト

「第へ－３表　建物・構築物に係る検査の方法（ａ．第１加工棟：検査１１）」の変更箇所

検査の項目			検査の方法(1)	判定基準
基礎	鉄筋コンクリート	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ－２－１－８のとおりであること。
		寸法	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図へ－２－１－１９のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート（中２階床スラブ、中２階天井スラブ）	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ－２－１－８のとおりであること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へ－２－１－２０のとおりであること。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

既設基礎は、鉄筋の材料を別表へ－２－１－８に記載しており、図面に鉄筋コンクリートであることを示していたが、詳細な配筋仕様を記載しなくてよいと考えていた。

既設床は、添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能において、防火区画の床及び遮蔽に考慮する床であったため、厚さと密度を検査することで安全機能を確認できると考えていたが、長期荷重時の積載荷重を支える機能を確認するためには、床スラブの配筋量についても検査項目として記載すべきであった。

（２）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（3）検査段階

検査前に上記の記載の抜けに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の図へ－２－１－１９に示す既設部材リストの基礎に鉄筋を追記及び図へ－２－１－２０に示す既設部材リストに床の部材リストを追加する。また、第へ－３表 基礎　鉄筋コンクリート及び床 鉄筋コンクリート（中 2 階床スラブ、中 2 階天井スラブ）の検査項目に材料、寸法の検査を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該図中の仕様及び当該表中の検査の追加であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第 3 次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図へ－２－１－１９ 第１加工棟 既設部材リスト１ (p92)
・図へ－２－１－２０ 第１加工棟 既設部材リスト２ (p93)
・第へ－３表 建物・建築物に係る検査の方法（１／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）(p148)
・第へ－３表 建物・建築物に係る検査の方法（３／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）(p150)

第１加工棟　梯子の歩み板の厚みについて

１．内容

図へ－２－１－５０に示す梯子の歩み板の厚みを、「ステンレス [redacted] 記載すべきところを誤って「ステンレス [redacted] と記載しているため、当該図の記載を変更する。

[redacted]

図へ－２－１－５０　第１加工棟　第１－１輸送物搬出入室屋根の梯子

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

当該歩み板に安全機能はなく、図面には不燃性又は難燃性材料を使用していることを明確にする目的で材質と厚みを記載しているが、誤った厚みを記載してしまった。

（２）工事段階

製作段階では、歩み板の厚みは検査対象としていなかったことから、厚みが設工認図面と異なることに気付かなかった。

（３）検査段階

検査段階においても、歩み板の厚みは検査対象ではなかったため、厚みが設工認図面と異なることに気付かなかった。

３．今後の対応

申請書の図へ－２－１－５０に示す梯子の歩み板の厚みを「ステンレス [redacted] に変更する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該図中に記載している強度部材でない部材の板厚の修正であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第３次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ヘ－２－１－５０ 第１加工棟 第１－１輸送物搬出入室屋根の梯子（p124）

第１加工棟　火災区画貫通部の位置、数量の変更について

１．内容

図へ－２－１－５２に示す第１加工棟の火災区画の貫通部の配置について、記載に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。

これに伴い、表へ－２－１の仕様の記載を変更し、また、第へ－３表の床の検査項目に防火区画貫通部（既設部分、中２階屋根裏）の外観、配置の検査を追加する。

図へ－２－１－５２ 第１加工棟 火災区画

表へ－２－１　第１加工棟　仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	［11.3-B3］ 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第１加工棟における貫通部を図へ－２－１－５２に示す。

第へ－３表　建物・構築物に係る検査の方法（３／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）

検査の項目			検査の方法[1]	判定基準
床	防火区画貫通部（既設部分、中２階屋根裏）	配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へ－２－１－５２のとおりであること。
		外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

プラントウォークダウンによる調査が不十分であり、配置の記載に誤りがあるまま設工認を申請した。

（2）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（3）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため行っていない。

3．今後の対応

申請書の当該図中の火災区域貫通部の記載を変更する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

実態に合わせた配置の記載の修正であり、技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第３次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図へ－２－１－５２ 第１加工棟 火災区画（p126）

・表へ－２－１ 第１加工棟 仕様（p27）

・第へ－３表 建物・構築物に係る検査の方法（３／３）（ａ．第１加工棟：検査１１）（p150）

第１加工棟　検査の方法の記載不備について

１．内容

表へ－３表の建物の既設部分に関する検査項目に抜け、誤記、不十分な記載があるため、当該表の記載の追加、修正、適正化を行う。

「第へ－３表　建物・構築物に係る検査の方法（ａ．第１加工棟：検査１１）」の変更箇所

検査の項目				検査の方法(1)	判定基準
建物			外観	建物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
杭	鉄筋コンクリート		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート杭）であること。
基礎	鉄筋コンクリート		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
				コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が　以上であること。
			配置	基礎の配置を目視又は関係書類等により確認する	基礎の配置が図へ－２－１－６のとおりであること。
柱	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート（1-5,A-B 間・1,C’-A 間・C’,1-13 間）	鉄筋	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ－２－１－８のとおりであること。
はり・ブレース	鉄筋コンクリート（1-5,A-B 間･1,C’－A 間・C’,1-13 間）		材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
				鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ－２－１－８のとおりであること。
			寸法	はりの形状、寸法及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法及び配筋ピッチが図へ－２－１－２０のとおりであること。
壁	鉄筋コンクリート壁		材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ－２－１－８のとおりであること。
	スレートボード壁（胴縁）		材料	スレートボード及びスレートボードを支持する胴縁の材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（スレートボード、鋼）であること。
			寸法	スレートボードを支持する胴縁の形状、寸法及びピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	胴縁の形状、寸法及びピッチが別表へ－２－１－１１のとおりであること。
屋根	谷樋等		外観	屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙が十分なクリアランスであることを目視、測長又は関係書類等により確認する。	図へ２－１－５－３のとおり、屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙に十分なクリアランスがあること。
床	鉄筋コンクリート（中２階、天井スラブ）		材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が　以上であること。
			寸法	床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが表へ－２－１に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

改造を伴わない既設部分についても、添２表１－３－１　第１加工棟の各部位が有する安全機能の表において、安全機能を確認するための位置、構造、機能、強度、性能の整理をしていたが、既設部分の検査を具体化する際に適切に検査の方法に展開できていなかった。

（２）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該表中の検査の記載の追加、修正、適正化を行う。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該表中の検査の記載の追加、修正、適正化であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第３次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・第へ－３表 建物・建築物に係る検査の方法（１／３）～（３／３）（a．第１加工棟：検査１１）(p148～p150)

別紙5

第２加工棟　仕様の誤記、記載漏れについて

１．内容

別表ハ－２－１－９（１／２）に示す主要な構造材等（既設材料）の材質の記載が不足しているため、当該表の記載を追加する。

また、図ハ－２－１－２－１８～図ハ－２－１－２－２３及び図ハ－２－１－２－２５の部材の識別のため材質を記載する。

別表ハ－２－１－９（１／２）

主要な構造材等（既設材料）	②柱、大ばり（鉄骨鉄筋コンクリート造部分） 鉄骨：

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

本来、図ハ－２－１－２－１８～図ハ－２－１－２－２３及び図ハ－２－１－２－２５に示している部材において、材質[redacted]を明記すべきであったが、明記ができていなかった。また、別表ハ－２－１－９（１／２）に材料として取りまとめる際に、前述の図から判断して[redacted]のみを記載してしまった。

（２）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図表に部材の材質を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該図表中の材質の記載の追加であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- 別表ハ－２－１－９（１／２） 第２加工棟（既設） 材料一覧（p51）
- 図ハ－２－１－２－１８～２３ 第２加工棟既設部材リスト柱１～大ばり４（p209～p214）
- 図ハ－２－１－２－２５ 第２加工棟 既設部材リスト小ばり２（p216）

第２加工棟　火災区画壁の材料の誤記について

１．内容

竪穴区画の火災区画境界壁を構成する壁（内壁 1-43 及び内壁 M2-23）の仕様が、「コンクリートブロック壁」と記載すべきところを、誤って「鉄筋コンクリート造壁」と記載している。

そのため、以下の追記、変更を行う。

- 表ハ－２－１、別表ハ－２－１－９に仕様を追加する。
- 別表ハ－２－１－１１及び添２表１－３－１の区画、材質、呼び寸法を変更する。
- 図ハ－Ⅱ－１及び図ハ－Ⅱ－２の壁の仕様を変更する。
- 第ハ－３表の壁の検査項目にコンクリートブロック壁の材料、寸法の検査を追加する。
- 付属書類８にコンクリートブロック壁の耐火仕様を追加する。

別表ハ－２－１－９　第２加工棟（既設）材料一覧

建物	壁：鉄筋コンクリート造、せっこうボード間仕切壁、コンクリートブロック壁
主要な構造材等 （既設材料）	⑯コンクリートブロック壁 鉄筋 コンクリートブロック

別表ハ－２－１－１１　第２加工棟の各部位の仕様

<table>
<tr><th>階</th><th>部位</th><th>部位位置番号</th><th>境界位置</th><th>区画</th><th>材質</th><th>呼び寸法
(㎜)
t：厚さ</th><th>図番号</th><th>工事内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1階</td><td rowspan="2">内壁・内部扉</td><td rowspan="2">内壁 1-43</td><td rowspan="2">図ハ－Ⅰ－1、図ハ－Ⅰ－2 第２加工棟　部位位置図　1階壁参照</td><td>コンクリートブロック造壁</td><td>鉄筋
コンクリートブロック</td><td rowspan="4"></td><td>図ハ－Ⅱ－1</td><td>工事なし</td></tr>
<tr><td>扉（扉：1-L）</td><td>鉄（特定防火設備）</td><td>図ハ－２－１－４－１
図ハ－２－１－４－６</td><td>工事なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中2階</td><td rowspan="2">内壁・内部扉</td><td rowspan="2">内壁 M2-23</td><td rowspan="2">図ハ－Ⅰ－3、図ハ－Ⅰ－4 第２加工棟　部位位置図　中２階壁参照</td><td>コンクリートブロック造壁</td><td>鉄筋
コンクリートブロック</td><td>図ハ－Ⅱ－2</td><td>工事なし</td></tr>
<tr><td>扉（扉：2-o）</td><td>鉄（特定防火設備）</td><td>図ハ－２－１－４－２
図ハ－２－１－４－７</td><td>工事なし</td></tr>
</table>

添2表1－3－1　第2加工棟の各部位が有する安全機能

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法(mm) t：厚さ	十一条 内部火災
1階	内壁・内部扉	内壁 I-43	図ハ－Ⅰ－1、図ハ－Ⅰ－2 第2加工棟　部位位置図　1階壁参照	火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック		◎
					扉（扉：1-L）	鉄（特定防火設備）		◎ 片面
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-23	図ハ－Ⅰ－3、図ハ－Ⅰ－4 第2加工棟　部位位置図　中2階壁参照	火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック		◎
					扉（扉：2-o）	鉄（特定防火設備）		◎ 片面

1階平面図

：構造を変更する壁

第ハ－3表　建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（a．第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目			検査の方法	判定基準
壁	コンクリートブロック壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリートブロック、鉄筋）であること。
		寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが表ハ－2－1に示す火災区画（竪穴区画）の区画境界壁の厚さ以上であること。

表　第２加工棟の火災区域・火災区画の耐火仕様

部位	仕様	耐火時間	出典
コンクリートブロック壁	肉厚50 mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さが 40 mm 以上※	１時間耐火構造	建設省告示第 1399 号「耐火構造の構造方法を定める件」

※　コンクリートブロックの肉厚、鉄筋のかぶり厚さは下図参照。

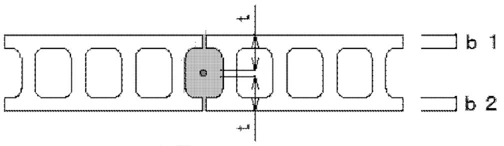

肉厚＝ｂ１＋ｂ２
ｔは鉄筋のかぶり厚さ

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

プラントウォークダウンを実施していたが、当該壁の調査担当者が、コンクリートブロック壁は鉄筋コンクリート造壁に分類されるものと勘違いして調査報告をしてしまい、申請書に鉄筋コンクリート造壁として記載してしまった。

（２）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図表の壁の構造、仕様、検査の記載を修正、追加を行う。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画壁として必要な耐火性能は確保できていることから、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ハ－２－１　第２加工棟 仕様 火災による損傷の防止（p32）
・別表ハ－２－１－９　第２加工棟（既設）材料一覧（p51～p52）
・別表ハ－２－１－１１　第２加工棟の各部位の仕様（１２／３３）(p67)
・別表ハ－２－１－１１　第２加工棟の各部位の仕様（１７／３３）(p72)
・添２表１－３－１　第２加工棟の各部位が有する安全機能（１７／４４）(p995)
・添２表１－３－１　第２加工棟の各部位が有する安全機能（２３／４４）(p1001)

・図ハ－Ⅱ－１　第２加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（１階）（p109）
・図ハ－Ⅱ－２　第２加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中２階）（p110）
・第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（２／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））（p366）
・付属書類８　火災等による損傷の防止に関する基本方針書（p1321）

第２加工棟　立面図における扉位置の誤記について

１．内容

申請書の第２加工棟の北立面図に示している扉 2-1 の位置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

安全設計は平面図をベースに実施していたため、立面図の扉の位置が平面図の扉の位置に対してずれていることに気が付かなかった。また、第２加工棟の北側には第１加工棟があるため、目視で第２加工棟北面全体を見渡すことが困難であり、現物と図面の比較でも、立面図の誤記に気が付かなかった。

（２）工事段階

当該扉を F1 竜巻対策扉に改造したが、工事の際にも平面図をベースとして計画しているため、立面図の誤記に気が付かなかった。

（３）検査段階

当該扉の F1 竜巻対策扉としての検査においても、平面図をベースに配置検査を実施しているため、立面図の誤記に気が付かなかった。

３．今後の対応

申請書の北立面図を使用している当該図を修正する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該扉の位置を実態に合わせて適正化するものであり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- 図ハ－２－１－１－１６　第２加工棟　工事概要図（北立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止（p144）
- 図ハ－２－１－１－２７　第２加工棟　工事概要図（北立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（p155）
- 図ハ－２－１－１－４３　第２加工棟　工事概要図（北立面）火災による損傷の防止（p171）
- 図ハ－２－１－１－５２　第２加工棟　工事概要図（北立面）溢水による損傷の防止（p181）
- 図ハ－２－１－１－６０　第２加工棟　工事概要図（北立面）人の不法な侵入の防止（p190）

第２加工棟　Ｄ通り軸組図における開口部の誤記について

１．内容

第２加工棟Ｄ通り軸組図（3 階 11-12 通り間の耐震壁）において、存在しない開口部を記載しており、誤りがあるため、当該図の開口部の記載を削除する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

室内側からのプラントウォークダウンにおいて、当該位置に外気取入口を確認したため、耐震壁に開口部があると判断して申請書に記載していたが、実際には機器収容ボックスであり外壁に開口部はなかった。

（２）工事段階

既設の外壁であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書のＤ通り軸組図を使用している当該図を修正する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該部の開口部を実態に合わせて削除するものであり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- 図ハ－２－１－１－１（９）　第２加工棟　核燃料物質の臨界防止　臨界隔離壁　軸組図（C通り、D通り）(p123)
- 図ハ－２－１－１－９　第２加工棟　工事概要図（D 通り軸組図）地震による損傷の防止（p137）
- 図ハ－２－１－２－１１　第２加工棟　軸組図C通り、D通り（p202）
- 図ハ－２－１－５－１（１２）　第２加工棟　遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（断面図 D通り）(p319)

第２加工棟　火災区画貫通部の位置、数量及び関連する事項の変更について

１．内容

火災区画の貫通部配置の不足、火災区域の貫通部配置及び溢水に係わる貫通部配置の誤りがある。そのため、以下の内容を変更するとともに適正化する。

- 図ハ－２－１－１－３９、図ハ－２－１－１－４０ 火災による損傷の防止に火災区画の貫通部配置を追加する。
- 図ハ－２－１－１－３７～図ハ－２－１－１－４１ 火災による損傷の防止に示す火災区域の貫通部配置を変更する。
- 図ハ－２－１－１－４７～図ハ－２－１－１－５０ 溢水による損傷の防止に示す床面貫通部配置を変更する。
- 表ハ－２－１ 第２加工棟 仕様の火災等による損傷の防止の記載を変更する。
- 工事の方法、第１種管理区域境界 火災区画壁の改造に火災区画貫通部の処置のフローを追加する。
- 第ハ－２表の検査の項目、検査の方法に火災区画貫通部の外観、配置の検査の記載を追加する。
- 技術基準規則への適合状況の説明の（火災等による損傷の防止）に火災区画貫通部の記載を追加する。

（例）図ハ－２－１－１－３９　第２加工棟　工事概要図（２階）火災による損傷の防止

（例）図ハ－２－１－１－４８　第２加工棟　工事概要図（２階）溢水による損傷の防止

表ハー２－１　第２加工棟　仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B3][16] 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第２０項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第１項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。 また、火災区域境界でない火災区画境界の壁における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。 火災区域貫通部、火災区画貫通部の配置図を図ハー２－１－１－３７～図ハー２－１－１－４１に示す。

５．工事の方法

(2) 工事手順

a. 第２加工棟

⑦防火区画等の改造：図ハーａ－１－７に示す手順で、図ハー２－１－１－３７～図ハー２－１－１－４５、図ハー２－１－３－２１及び図ハー２－１－４－７に示す既存防火区画を防火区画壁、防火区画床、防火板等による閉止及び防火シャッタの改造を行う。また、火災区域内において、第１種管理区域境界とそれ以外の区域の境界間仕切り壁及び境界扉等に防火性能を追加する改造を行う。この第１種管理区域境界とそれ以外の区域の境界間仕切り壁を電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する箇所について、貫通部の処置を行う。

⑦－３第１種管理区域境界　火災区画壁の改造

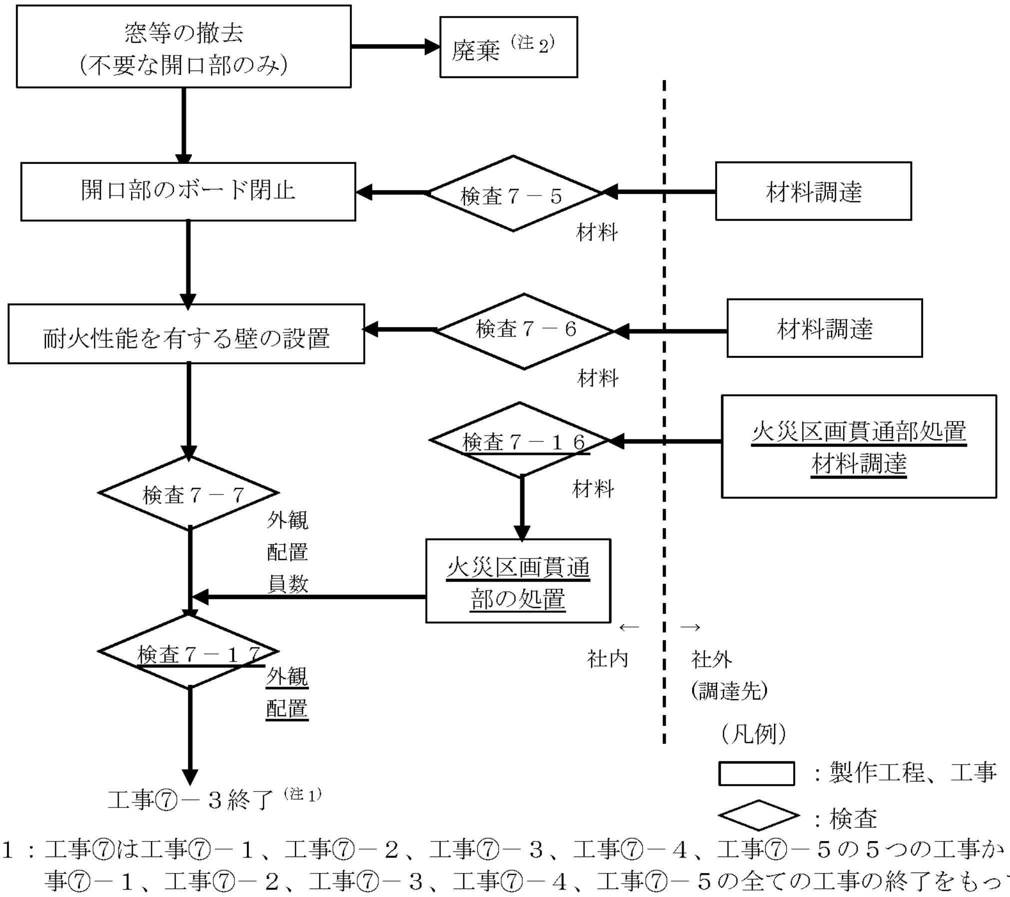

注１：工事⑦は工事⑦－１、工事⑦－２、工事⑦－３、工事⑦－４、工事⑦－５の５つの工事からなり、工事⑦－１、工事⑦－２、工事⑦－３、工事⑦－４、工事⑦－５の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

図ハーａ－１－７　個別工事フロー（２／３）

第ハ－２表　建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（９／１２）

検査の項目			検査の方法(1)(2)(4)	判定基準(3)
ａ．第２加工棟⑦防火区画等の改造（図ハ－ａ－１全体工事フロー、図ハ－ａ－１－７個別工事フロー参照）	検査７－１６	材料	電気・計装ケーブル、配管、ダクトの火災区画貫通部を処置する材料の種別を関係書類等により確認する。（改造）	火災区画貫通部を処置する材料が、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又は国土交通大臣の認定を受けた不燃材料であること。
	検査７－１７	外観	電気・計装ケーブルの火災区画貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
			配管、ダクトの火災区画貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	貫通部に隙間がなく、国土交通大臣の認定を受けた不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	電気・計装ケーブル、配管、ダクトの火災区画貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	貫通部の位置は図ハ－２－１－１－３９、図ハ－２－１－１－４０のとおりであること。

(1)「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2)「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3)検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4)材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

技術基準規則への適合状況の説明

（火災等による損傷の防止）

○第２加工棟

[11.3-B3]

火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第２０項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第１項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。

対象とする火災区域境界は、火災区域が隣接している境界に加え、第１種管理区域における火災が屋外へと延焼しないよう第１種管理区域を含む火災区域の屋外との境界とする。

また、火災区域境界でない火災区画境界においては、火災区画間の火災の延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第２０項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第１項第七号に準拠し、電気・計装ケーブルが貫通する火災区画境界の壁には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区画境界の壁には国土交通大臣の認定を受けた不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。

対象とする火災区画境界は、火災区域２Ｐ－５内の火災区画２Ｐ－５（Ⅰ）、２Ｐ－５（Ⅱ）間、火災区域２Ｐ－７内の火災区画２Ｐ－７（Ⅰ）、２Ｐ－７（Ⅱ）間の境界とする。

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

事業変更許可申請書では、火災区域境界において貫通部処置を行う基本方針について説明している。第２加工棟の設工認申請時に第１種管理区域とそれ以外の区域を含む火災区域を分割し火災区画を複数設けるよう設計の変更を行った際には、火災区域境界でない火災区画境界の貫通部処置について、火災区域境界の貫通部と同様の貫通部処置を施す計画としたが、事業変更許可申請書に示した基本方針に従い設工認対象外と考え、設工認申請書には記載しなかった。

火災区域貫通部については、プラントウォークダウンによる調査及び記載方法の検討が不十分であり、配置の記載に過不足があるまま設工認を申請した。

溢水の防止に係わる下階への床面貫通部は、上記火災区域貫通部と調査及び図示化が共通するものであり、同じく配置の記載に過不足があるまま設工認を申請した。

（2）工事段階

追加する火災区画境界の貫通部については、火災区画境界の間仕切り壁等を全て耐火性能を有するものに改造した後に工事着手する予定としており、未だ着手していない。

火災区域貫通部については既設であり、本設工認による工事はない。

溢水の防止に係わる下階への床面貫通部については同じく既設であり、本設工認による工事はない。

（3）検査段階

火災区画貫通部については、検査は工事後に実施するため行っていない。

火災区域貫通部については、検査前に上記の記載の過不足に気付いたため行っていない。

溢水の防止に係わる下階への床面貫通部については同じく、検査前に上記の記載の過不足に気付いたため行っていない。

3．今後の対応

申請書の当該図中の火災区画貫通部の記載を追加し、火災区域貫通部の記載を変更するとともに、溢水の防止に係わる下階への床面貫通部の記載を変更する。火災区画貫通部については、関連する仕様表、工事フロー、検査方法、技術基準適合説明を変更する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

実態に合わせた配置の記載の修正及び火災区画貫通部の処置を行うものであり、火災区域、火災区画を変更するものではなく、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ハ－２－１－１－３７～図ハ－２－１－１－４１ 第２加工棟 工事概要図 火災による損傷の防止（p165～p169）

・図ハ－２－１－１－４７～図ハ－２－１－１－５０ 第２加工棟 工事概要図 溢水による損傷の防止（p176～p179）

・表ハ－２－１ 第２加工棟 仕様　火災等による損傷の防止（p32）

・５．工事の方法　(2) 工事手順（p336）

・図ハ－ａ－１－７　個別工事フロー（２／３）　⑦－３第１種管理区域境界 火災区画壁の改造（p345）

・第ハ－２表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（９／１２）(p361)

・添付書類２ 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書　技術基準規則への適合状況の説明（火災等による損傷の防止）(p1095)

別紙10

第2加工棟　既設建具の記載抜けについて

1．内容

図ハ－２－１－４－４に示す建具配置図及び図ハ－２－１－４－８（１）（２）に示す安全機能を有する建具（３階・４階）に、既設建具が 2 箇所抜けているため、当該図に建具を追加する。

2．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

当該箇所の既設建具は小荷物専用昇降機の建具とその上部にある点検口の建具の２箇所存在しているが、片側の建具のみ記載したことで２箇所とも記載してあると誤認していた。

（２）工事段階

既設建具であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の建具関連の当該図に抜けていた建具を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該図中の既設建具の追加であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ハ－２－１－１－４０　第２加工棟　工事概要図（３階）火災による損傷の防止（p168）
・図ハ－２－１－４－４　第２加工棟　建具配置図　３階（p284）
・図ハ－２－１－４－８（１）（２）　第２加工棟　安全機能を有する建具（３階・４階）（p290～p291）

別紙11

第２加工棟　扉の切欠き部寸法及び切欠き部に付随する寸法の変更について

１．内容

第２加工棟　扉 3-2 上部にホイストビームの貫通のための切欠きがあるが、切欠き寸法が誤っているため、当該図の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法の記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

既認可の申請書の切欠き寸法で、ホイストビームとの干渉は生じないものと判断していた。

（２）工事段階

設工認どおりの寸法で製作したが、そのままではホイストビームに干渉することが判明した。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該扉の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法も変更する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該箇所の設計においては、切欠き寸法が大きくなることで竜巻風荷重の受風面積が減少し、耐竜巻の強度評価上安全側になるため、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ハー２－１－４－８（１） 第２加工棟　安全機能を有する建具（３階・４階）1（p290）

・図ハー２－１－４－１９ 第２加工棟　3-2　改造鋼製建具詳細図　部材表（p302）

第２加工棟　検査の方法の記載不備について

１．内容

表ハ－３表の建物の既設部分に関する検査項目に抜け、誤記、不十分な記載があるため、当該表の記載の追加、修正、適正化を行う。

「第ハ－３表　建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（ａ．第２加工棟：検査（既設部））」の変更箇所

検査の項目				検査の方法(1)	判定基準
基礎	鉄筋コンクリート		材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ－２－１－９のとおりであること。
				コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が[redacted]N/mm^2 以上であること。
			寸法	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ－２－１－２－１６及び図ハ－２－１－２－１７のとおりであること。
			配置	基礎の配置を目視又は関係書類等により確認する	基礎の配置が図ハ－２－１－２－１のとおりであること。
柱	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄筋	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ－２－１－９のとおりであること。
はり	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ－２－１－２－２０～図ハ－２－１－２－２５のとおりであること。
		コンクリート	寸法	はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ハ－２－１－２－２０～図ハ－２－１－２－２５のとおりであること。
壁	鉄筋コンクリート壁		材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ－２－１－９のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート		材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ－２－１－９のとおりであること。
				コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が[redacted]N/mm^2 以上であること。
			寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ－２－１－２－２６及び図ハ－２－１－２－２７のとおりであること。
				床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ハ－Ｉ－９～図ハ－Ｉ－１３のとおりであること。
					床の厚さが表ハ－２－１に示す火災区画の区画境界スラブの厚さ以上であること。
屋根	鉄筋コンクリート		材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ－２－１－９のとおりであること。
				コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が[redacted]N/mm^2 以上であること。
			寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ－２－１－２－２５～図ハ－２－１－２－２７のとおりであること。
				屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ－Ｉ－１３及び図ハ－Ｉ－１４のとおりであること。
					屋根の厚さが表ハ－２－１に示す火災区画の区画境界スラブの厚さ以上であること。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

改造を伴わない既設部分についても、添２表１－３－１ 第２加工棟の各部位が有する安全機能の表において、安全機能を確認するための位置、構造、機能、強度、性能の整理をしていたが、既設部分の検査を具体化する際に適切に検査の方法に展開できていなかった。

（２）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該表中の検査の記載の追加、修正、適正化を行う。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該表中の検査の記載の追加、修正、適正化であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（１／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））（p365）
・第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（２／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））（p366）
・第ハ－３表　建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（３／４）（ａ．第２加工棟：検査（既設部分））（p367）

ペレット編成挿入機 No. 1　ペレット保管箱搬送部における変更内容の記載について

１．内容

表ニ－２－２の変更内容にストッパ１の取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

表ニ－２－２　ペレット編成挿入機 No. 1　ペレット保管箱搬送部　　仕様

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表２）に示す。） 改造（火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。） 改造（保管容器Ｇ型の落下防止のため、ガイドを追加する。） 改造（ストッパ１の取付ボルトを変更する。）

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

（２）工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

（３）検査段階

検査前に上記に気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

変更後の条件で評価しており、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p376）

・表ニ－２－２ ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 仕様（p382）

・図ニ－２－２（３） ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部（ストッパ ガイド拡大図）（p480）

ペレット編成挿入機No.1　ペレット保管箱搬送部における別表１のストッパ１について

１．内容

表ニ－２－２（別表１）のストッパ１の材質を[redacted]と記載すべきところを、誤って[redacted]と記載しているため、当該表中の記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

当該表の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

（２）工事段階

本設備における改造工事はあったものの、当該ストッパは既設で工事対象外であったため、誤りに気が付かなかった。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該表中に示すストッパ１の材質を次のとおり変更する。

ステンレス鋼[redacted]　→　鋼[redacted]

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該記載の材質の修正であり、[redacted]は[redacted]以上の強度を有することから、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ニ－２－２(別表１）ペレット編成挿入機No.１ ペレット保管箱搬送部 材料一覧(p384)

燃料棒トレイ置台における変更内容の記載について

1．内容

表ニ－４－１の変更内容にストッパ１及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

表ニ－４－１　燃料棒トレイ置台　　仕様

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表２）に示す。 改造（ストッパ１及び取付ボルトを変更する。）

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

（2）工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

（3）検査段階

既設として検査を実施した。

3．今後の対応

申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

変更後の条件で評価しており、技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p376）
・表ニ－４－１ 燃料棒トレイ置台 仕様（p394）
・図ニ－４－１ 燃料棒トレイ置台（p486）
・添２表１－２　本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（p967）

燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（１）部における変更内容の記載について

１．内容

表ニ－７－１の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

表ニ－７－１　燃料棒搬送設備 No.1　燃料棒移載（１）部　　仕様

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表２）に示す。） 改造（レールの取付ボルトを変更する。）

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

（２）工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

（３）検査段階

検査前に上記に気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

変更後の条件で評価しており、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p377）
・表ニ－７－１ 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（１）部 仕様（p415）
・図ニ－７－１（５） 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（１）部 架台（３／３）（p505）

別紙15-2

燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部 階段詳細における追加するはりの位置ついて

1．内容

図ニ－７－１（６）に示す階段部下の耐震補強で追加する 3 本のはりの位置について、実際には右側 2 本のはりは既存はりの右側に追加することとしているが、誤って当該図ではいずれのはりも既存のはりの左側に取り付けることとしており、また、追加するはりは既存はりと長さが異なるため、記載を変更する。

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

実際にはりを追加する位置と申請書の当該図の確認が不十分であり、工事において追加設置するはりの位置と長さが異なるまま設工認を申請した。

（2）工事段階

申請書の当該図と施工図面の相違に気付いたため、工事を停止した。

（3）検査段階

工事段階で上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3．今後の対応

申請書の当該図中の耐震補強で追加する 3 本のはりの位置と長さを変更する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該箇所の設計においては、変更後の条件で評価を実施しているため、位置と長さの変更による技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ニ－７－１（６）　燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部 階段詳細（p506）

燃料棒搬送設備No.1 被覆管コンベア部の設備形状について

1．内容

図ニ－７－２に示す当該設備の溝形トレイは全部で5種類ある。そのうち上面図における南から２つ目の溝形トレイと北から１つ目の溝形トレイについて、実際は共に9個であるが、誤って南から２つ目は8個、北から１つ目には10個記載しているため、記載の変更をする。

また、当該図中の拡大図の記載も適正化する。(次頁参考)

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、誤った個数で図面を作成してしまった。

（2）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（3）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3．今後の対応

申請書の当該図中に示す溝形トレイの数と位置を変更するとともに、①拡大図の図面を適正化する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

実態に合わせた設備・機器の一部の記載の修正であり、技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ニ－７－２　燃料棒搬送設備No.1 被覆管コンベア部（p508)

添付図１２　燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部　図における変更箇所

赤色線：追加・変更部、　青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印　　（単位 mm）

燃料棒搬送設備 No.3　燃料棒移載装置（２）における変更内容の記載について

１．内容

表ニ－９－１の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

表ニ－９－１　　燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（２）　　仕様

変更内容	改造（レールの取付ボルトを変更する。）

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

（２）工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

（３）検査段階

既設として検査を実施した。

３．今後の対応

申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

変更後の条件で評価しており、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・別記１　三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法(p4)
・表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p377）
・表ニ－９－１ 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（２） 仕様（p431）
・図ニ－９－１（１） 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（２）（１／２）(p511)
・５．工事の方法（p532）
・第ニ－１表 試験及び検査の項目（１／２）(p539)
・表 工事工程表（p739）
・添１表１ 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ（p797）
・添２表１－２　本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）(p968)

燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 No.8-1 部における変更内容の記載について

１．内容

表ニ－１１－２の変更内容に

・ストッパ（車止め）及び取付ボルトの追加

・レールの取付ボルトの変更

の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

表ニ－１１－２　燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 No.8-1 部　　仕様

変更内容	改造（ストッパ（車止め）及び取付ボルトを追加する。） 改造（レールの取付ボルトを変更する。）

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

（２）工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

（３）検査段階

既設として検査を実施した。

３．今後の対応

申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

変更後の条件で評価しており、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・別記１　三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法（p4）

・表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p377）

・表ニ－１１－２ 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部 仕様（p440、p442）

・図ニ－１１－２（１） 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部（１／２）（p517）

・図ニ－１１－２（２） 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部（２／２）（p518）

・５．工事の方法（p532）

・第ニ－１表 試験及び検査の項目（１／２）（p539）

・表 工事工程表（p739）

・添１表１ 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ（p797）

・添２表１－２　本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（p969）

燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2部の設備形状について

１．内容

図ニ－１１－３に示す当該設備の溝形トレイについて、実際には2種類あるところ、図面には1種類しか記載されていないため、記載を変更する。(次頁参考)

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、誤って1種類のみしか記載せず、図面を作成してしまった。

（２）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図の側面図および拡大図①に溝形トレイを追記する。また、側面図の変更に伴い、上面図の溝形トレイの配置を変更する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

実態に合わせた設備・機器の一部の記載の修正であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ニ－１１－３ 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2 部（p519）

添付図１３　燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部　図における変更箇所

赤色線：追加・変更部、　青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印　　(単位 mm)

別紙20

ペレット検査装置No.5におけるアンカーボルトのベースプレートの向きについて

１．内容

図ニ－１３－１に示す当該設備の南西側隅のアンカーボルトのベースプレート（既設）の向きについて、実際は西側に位置しているが、誤って南側に位置しているため、記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、南西側隅のアンカーボルトのベースプレートの向きは南側であると思い込み図面を作成してしまった。

（２）工事段階

本設備における改造工事はあったものの、当該アンカーボルトは既設で工事対象外であったため、誤りに気が付かなかった。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図中に示す設備の南西隅側のアンカーボルトのベースプレートの向きを変更する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該ベースプレート（既設）の向きは実態に合わせた適正化であり、ベースプレートの向きは耐震評価に影響しないため、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ニ－１３－１　ペレット検査装置No.5（p521）

ペレット編成挿入機 No. 2-1　ペレット保管箱搬送部における変更内容の記載について

１．内容

表ニ－１４－１の変更内容にガイド１、ガイド２及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

表ニ－１４－１　ペレット編成挿入機 No. 2-1　ペレット保管箱搬送部　　仕様

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表２）に示す。） 改造（老朽化対策のため、ロボットを更新する。） 改造（ガイド１、ガイド２及び取付ボルトを変更する。）

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

（２）工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

（３）検査段階

検査前に上記に気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

変更後の条件で評価しており、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- 表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p378）
- 表ニ－１４－１ ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様（p452）
- 図ニ－１４－１（２） ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部（ストッパ拡大図）（p523）
- 図ニ－１４－１（３） ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部（ガイド拡大図）（p524）
- 添２表１－２　本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（p969）

ペレット編成挿入機 No. 2-1　ペレット保管箱搬送部における別表１のストッパ１について

１．内容

表ニ－１４－１(別表１)のストッパ１の材質を[redacted]と記載すべきところを、誤って[redacted]と記載しているため、当該表中の記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

当該表の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

（２）工事段階

本設備における改造工事はあったものの、当該ストッパは既設で工事対象外であったため、誤りに気が付かなかった。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該表中に示すストッパ１の材質を次のとおり変更する。

ステンレス鋼 [redacted] → 鋼 [redacted]

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該記載の材質の修正であり、[redacted]は[redacted]以上の強度を有することから、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ニ－１４－１（別表１）　ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧（p454）

別紙21-3

ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット保管箱搬送部におけるアンカーボルトの位置について

１．内容

図ニ－１４－１（１）に示す当該設備の北側中央付近にあるアンカーボルト（既設）について、実際にははりの中央に位置しているが、誤って柱の直下に記載しているため、記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

耐震計算時、北側中央付近にあるアンカーボルトは柱の直下にあると思い込み評価を行ってしまった。また、図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、上記のとおり図面を作成してしまった。

（２）工事段階

本設備におけるアンカーボルトの改造工事はあったものの、当該アンカーボルトは既設で工事対象外であったため、誤りに気が付かなかった。

（３）検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

なお、本件は、「耐震計算書の総点検」にて判明した。

３．今後の対応

申請書の当該図中に示す設備の北側中央付近にあるアンカーボルトの位置を変更する。また、これに伴い、付属書類３に示す耐震計算結果のうち固有振動数、部材検定比、アンカーボルト検定比を次のとおり変更する。

固有振動数

部材検定比

アンカーボルト検定比

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該アンカーボルトの実態に合わせた位置の変更により耐震評価に影響するが、検定比が１を超えることはなく、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ニ－１４－１（１） ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部（p522）

・付属書類３ 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書
表８ 耐震計算結果（2/4）（p1283）

別紙22

ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット編成挿入部におけるアンカーボルト耐震補強内容について

1．内容

図ニ－１４－２に示すアンカーボルトの耐震補強の記載について、実際には設備の南側の 5 箇所のうち左から 3 つ目は追加、左から 4 つ目は変更と記載すべきところ、誤って左から 3 つ目を変更、左から 4 つ目を追加と記載しているため、記載を変更する。

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

図面作成時、設備の南側の 5 箇所のうち左から 3 つ目を変更、左から 4 つ目を追加と誤って図面を作成してしまった。

（2）工事段階

工事前に施工確認を行った際に上記の記載の誤りに気付いた。工事完了後のアンカーボルトの状態、使用前事業者検査及び耐震評価に影響はないことから、施工図面のみ訂正し工事を行った。

（3）検査段階

「耐震計算書の総点検」において、当該図の修正が必要と改めて判断したため、検査は行っていない。

３．今後の対応

申請書の当該図中に示すアンカーボルトの耐震補強内容の記載について、設備の南側の 5 箇所のうち 2 箇所の記載を次のとおり変更する。

左から 3 つ目　変更 → 追加

左から 4 つ目　追加 → 変更

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該記載の誤記の修正であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ニ－１４－２　ペレット編成挿入機 No. 2-1　ペレット編成挿入部（p525）

燃料集合体保管ラックＣ型No.２における耐震補強項目ついて

１．内容

表ヘ－２－２（別表２）に示す耐震補強の項目について、角管の材質を[redacted]と記載すべきところを、誤って[redacted]と記載しているため、記載を変更する。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

当該表の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

（２）工事段階

工事は実施していない。

（３）検査段階

工事は実施していないため、検査も実施していない。

なお、本件は、「耐震計算書の総点検」にて判明した。

３．今後の対応

申請書の当該表中に示す角管の材質を次のとおり変更する。

[redacted]→[redacted]

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該記載の材質の修正であり、また設計においても[redacted]と[redacted]の材料定数およびＦ値は同一であり、耐震評価への影響はないため、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ヘ－２－２（別表２） 燃料集合体保管ラックＣ型No.２ 耐震補強の項目（p554）

第５廃棄物貯蔵棟　換気筒への防火ダンパー、金網の追加について

１．内容

公設消防の指示により、第５廃棄物貯蔵棟の換気筒に防火ダンパー、金網を設置する。

そのため、別表ト－４－１－１に仕様を追加する。また、図ト－４－１－４に記載を追加する。

別表ト－４－１－１　第５廃棄物貯蔵棟の仕様に記載する内容

項目	主要部材	使用材料	員数	対応図
換気筒	換気筒本体	鋼管、丸ダクト	2	図ト－４－１－４（立面図・断面図）
	防火ダンパー	鋼製　（温度ヒューズ付き）	2	
	金網	鋼製	2	

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

第５廃棄物貯蔵棟の新設については、公設消防に危険物屋内貯蔵所の設置許可申請を提出した上、設工認を申請した。その際、換気筒に防火ダンパー及び金網を設置するよう指摘を受けていなかったため、申請書に記載していなかった。

（２）工事段階

申請書どおりであり、防火ダンパー及び金網を設置する工事計画がなかったため、必要と考えなかった。

（３）検査段階

検査員は申請書の記載のとおり、検査を実施した。申請書の記載どおりの施工であるため、検査の段階で必要と考えなかった。

３．今後の対応

申請書の別表、添付図に防火ダンパー及び金網を追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

換気筒は火災評価にて金属管が貫通する部分として評価しており、その設計に変更はないため、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・別表ト－４－１－１　第５廃棄物貯蔵棟　の仕様（p605）

・図ト－４－１－４　第５廃棄物貯蔵棟　立面図・断面図（p615）

第５廃棄物貯蔵棟　工事フロー図及び検査項目の誤記について

１．内容

第５廃棄物貯蔵棟の図ト－ａ－２－２及び第ト－２表の検査２－７に示す検査の項目を本来寸法とすべきところを、誤って処理能力と記載しているため、当該図表の記載を変更する。

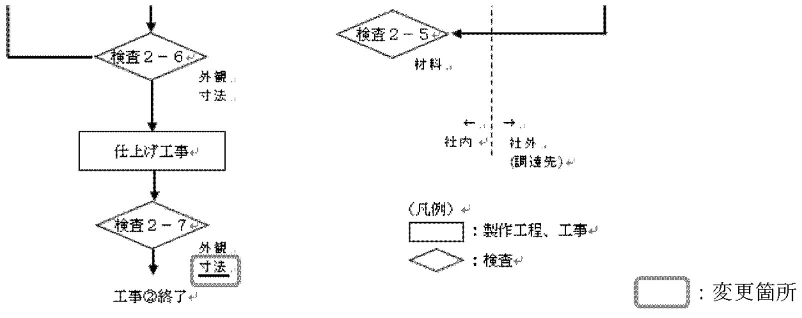

図ト－ａ－２－２　個別工事フロー

第ト－２表　建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目			検査の方法	判定基準
ａ．第５廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 （図ト－ａ－１、図ト－ａ－２全体工事フロー、図ト－ａ－２－２個別工事フロー参照）	検査２－７	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		<u>寸法</u>	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が 400 L 以上であること。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

検査の方法の作成時、ピットの寸法検査（ピットの容積）を、処理能力検査であると誤って記載してしまった。

（２）工事段階

申請書どおりのピットの寸法を測定することを施工段階で確認しているが、工事フローに記載の検査が処理能力で適切かという観点では確認していなかった。

（３）検査段階

申請書どおり処理能力検査として実施し、設工認どおりの寸法であることを検査しているが、当該検査が処理能力で適切かという観点で確認していなかった。

３．今後の対応

申請書の当該図表の検査項目を処理能力から寸法に変更する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

検査の項目（種類）の修正であり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図ト－ａ－２－２　個別工事フロー（p633）

・第ト－２表　建物・建築物に係る検査の方法（２／２）（p640）

第２加工棟　緊急設備　誘導灯の追加について

１．内容

公設消防の指示により、第２加工棟の誘導灯を 3 台追加し、75 台から 78 台に変更する。

そのため、表ハー２－１、 表リー２－１の誘導灯の個数を変更する。また、図リー２－１－１－１の配置図を変更する。

表ハー２－１　第２加工棟　仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	[13.1-F1] 第２加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備　避難通路を設置する。{8027}緊急設備　避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備　避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備　非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備　誘導灯(14)を設置する。 ○設備の員数（緊急設備） ・{8029}非常用照明：94 台 ・{8029-4}誘導灯：78 台 {8027}緊急設備　避難通路、{8029}緊急設備　非常用照明及び{8029-4}緊急設備　誘導灯の配置を図リー２－１－１－１～図リー２－１－１－５に示す。

表リー２－１（１／２）　建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 （仕様表番号）(3)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯(1)	改造（一部取替え、追加、残り再据付け）	1 式 （78 台）	器具本体(4)、ランプ、バッテリ、配線	図リー２－１－１－１～ 図リー２－１－１－５ 図リー２－１－７ 図リー２－１－１４	第２加工棟 （表ハー２－１）

(1)　本設備・機器には第２次設工認で仮移設する施設（{8007-9}通信連絡設備　所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009-9}火災感知設備　自動火災報知設備（感知器）、{8029-2}緊急設備　非常用照明、{8029-3}緊急設備　誘導灯）を含んでおり、本申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行う。

(3)　本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。

(4)　屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

２．設工認上の経緯

（１）設工認申請段階

誘導灯の配置については、公設消防と相談した結果に基づき、設工認を申請した。

（２）工事段階

工事着手前の公設消防への届出時に、追加設置の指示を受けたため、工事は行っていない。

（３）検査段階

当該箇所の工事は実施していないため、検査も実施していない。

なお、追加設置に関係しない階層については工事を実施しており、工事完了した箇所については検査を実施している。

３．今後の対応

申請書の第２加工棟の仕様表、建物付属設備の仕様表の誘導灯の個数を変更し、また配置図も誘導灯 3 台追加する。

４．設工認変更に伴う技術基準への影響

誘導灯の台数を追加するものであり、技術基準の適合への影響はない。

５．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表ハー２－１ 第２加工棟 仕様（p34）

・表リー２－１（１／２） 建物の付属設備（p684）

・図リー２－１－１－１ 第２加工棟 緊急設備 配置図 （１階）（p690）

その他の加工施設の検査方法の記載の変更について

1．内容

第リ－２表に示す据付の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。

第リ－２表　設備・機器に係る検査の方法

検査の項目	検査の方法(1)	判定基準
据付	①据付状況を目視又は関係書類等により確認する。	①建物の壁、柱、はり、屋根、床等に筐体をボルト等で固定していること。

(1)「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

第３次申請の検査の方法を踏襲したものであり、第４次申請の設備・機器における検査の方法の検討が不十分なまま設工認を申請した。

（2）工事段階

工事前に上記の記載が不十分なことに気付いたため、当該記載に関係する工事は行っていない。なお、現行の記載で検査が可能な設備・機器については、工事を進めている。

（3）検査段階

現行の記載で検査が可能な設備・機器については、工事、検査を進めている。

3．今後の対応

当該表中の据付の検査方法の記載を追加する。

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・第リ－２表 設備・機器に係る検査の方法（p736）

燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 8-1 部　架台における耐震計算モデルの適正化に伴う再計算結果について

1．内容

燃料棒搬送設備 No.8　燃料棒移載 8-1 部　架台の耐震計算モデルに適切でない箇所があるため、耐震計算モデルを適正化し再計算した結果に変更する。

2．設工認上の経緯

（1）設工認申請段階

耐震計算実施時のレビューが不十分であり、耐震計算モデルに適正でない箇所がある条件で耐震計算を行い、設工認を申請した。

（2）工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

（3）検査段階

検査は実施しているが、検査において耐震計算モデル確認まで行わないため、分からなかった。

なお、本件は、「耐震計算書の総点検」にて判明した。

3．今後の対応

申請書の付属書類３　地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書　表８　耐震計算結果（2/4）に記載の部材検定比について次のとおり変更する。

→

4．設工認変更に伴う技術基準への影響

当該耐震計算モデルの適正化によって、耐震計算結果は検定比が１を超えることはなく、技術基準の適合への影響はない。

5．設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・付属書類３　地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書　表８　耐震計算結果（2/4）（p1283）